第3回

大口町下水道事業経営審議会

スケジュール

第4回で予定していた 内容についても 入っていきます。

- 第1回(6月11日)
 - 1. 大口町公共下水道事業の概要
 - 2. 下水道事業経営の基本的考え方
 - 3. 経営状況について
- 第2回(8月24日)
 - 1. 公営企業会計移行について (特別会計と公営企業会計の比較)
 - 2. 大口町の現行使用料について
 - 3. 他都市の事例整理・料金改定状況
 - 4. 財政収支の見通し
 - (人口動態、使用水量、建設計画等、減価償却の見通し)

第3回(11月19日)

- 1. 基準内外繰入金の基準について
- 2. 財政収支の見通しを考慮した適正な平均使用料単価

第4回

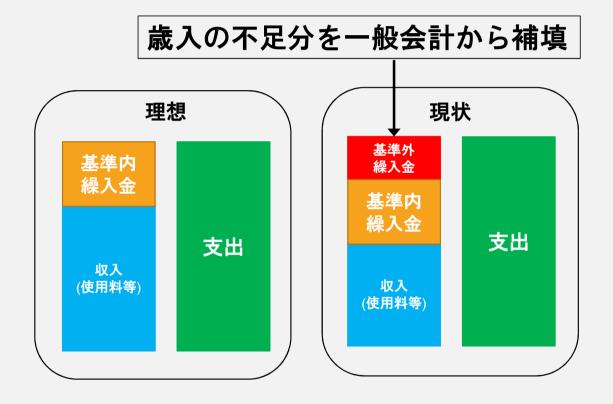
- 1. 使用料対象経費を構成する各経費の性質に着目し、使用料対象経費を 各使用者群に配賦する。
- 2. 基本使用料及び基本水量の有無、累進度の設定等の条件を加味した総合的な検討を行い、使用料体系を構築する。

1. 基準内外繰入金の基準について

繰入金とは

【繰入金の種類】

- ①基準内繰入金
- ⇒一般会計で負担すべきもの。 (公費負担)
- ②基準外繰入金
- ⇒歳入不足を補填するもの。



公営企業会計における「独立採算の原則」では、 基準外繰入金を削減する必要があります。

繰入基準

総務省「令和3年度の地方公営企業繰出金について(通知)」(抜粋)

第8 下水道事業

- 1 雨水処理に要する経費
- 2 分流式下水道等に要する経費
- 3 流域下水道の建設に要する経費
- 4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- 5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- 6 不明水の処理に要する経費
- 7 高度処理に要する経費
- 8 高資本費対策に要する経費
- 9 広域化・共同化に要する経費
- 10 地方公営企業法の適用に要する経費
- 11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
- 12 個別排水処理施設整備事業に要する経費
- 13 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費
- 14 その他
- 第10 その他
 - 4 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費



性質上、使用料収入を充てる ことが適当でないものに対して 基準内繰入金を充てている。

繰入金の実績と見込みの推移

(千円)

			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
		分流式下水道等に要する経費	237,146	214,340	212,193	189,679	168,292	149,607	139,941	114,268	102,703	95,899	84,915	77,233	74,543
		流域下水道の建設に要する経費 (利子)	1,452	1,390	1,343	1,375	1,403	1,426	1,444	1,457	1,466	1,470	1,472	1,474	1,480
	基準内	下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	5,496	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
収益	を生り	不明水の処理に要する経費	33,303	27,465	23,290	19,131	14,934	10,697	14,526	18,364	22,195	26,022	29,860	26,097	22,323
的		児童手当に要する経費	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	277,537	249,695	243,326	216,685	191,129	168,230	162,411	140,589	132,864	129,891	122,747	111,304	104,846
	基準外		7,275	110,662	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
		計	284,812	360,357	250,326	223,685	198,129	175,230	169,411	147,589	139,864	136,891	129,747	118,304	111,846
資	基準内	流域下水道の建設に要する経費(元金)	4,593	4,783	5,106	5,340	5,575	5,812	6,050	6,291	6,533	6,628	6,678	6,399	5,934
本	基準外		195,697	103,500	83,255	67,666	36,543	79,813	52,203	51,636	46,709	45,809	59,212	41,369	42,742
的		計	200,290	108,283	88,361	73,006	42,118	85,625	58,253	57,927	53,242	52,437	65,890	47,768	48,676
		繰入金 合計	485,102	468,640	338,687	296,691	240,247	260,855	227,664	205,516	193,106	189,328	195,637	166,072	160,522

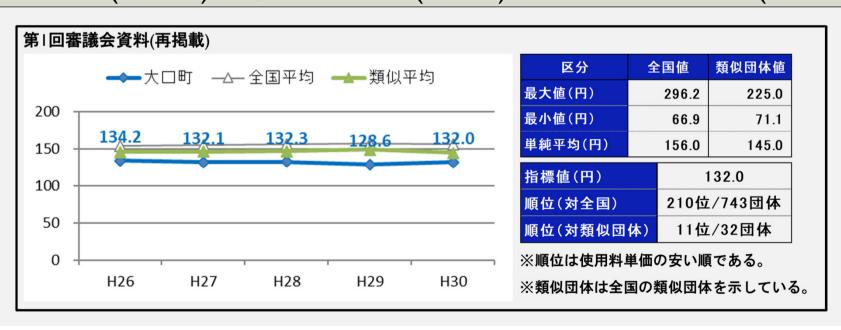
事務局案

基準外繰入金を0にして独立採算を目指す。

2. 財政収支の見通しを考慮した適正な平均使用料単価

使用料単価とは

- 〇使用料単価 有収水量 1 ㎡当たり、どのくらい収益を得ているかを示している
- ○算定式 使用料単価(円/㎡) = 使用料収入(円/年) ÷ 年間有収水量(㎡/年)



- 〇使用料算定期間の設定 (「下水道使用料算定の基本的考え方」より)
 - 下水道使用料は日常生活に密着した公共料金としての性格からできるだけ安定性を保つことが必要。
 - 算定期間を長期にすることは予測の確実性を失う



3年から5年程度に設定することが適当。

→ 使用料算定期間は、<u>令和5年度~令和9年度</u>とする。

令和5年度~令和9年度の使用料対象経費と有収水量

(千円)

		R5	R6	R7	R8	R9	計
支	収益的支出	615,624	607,227	607,527	615,133	622,877	3,068,388
出	資産維持費	43,455	43,455	43,455	43,455	43,457	217,277
収	一般会計繰入金	216,685	191,129	168,230	162,411	140,589	879,044
入	長期前受金戻入	92,115	92,224	92,806	93,377	93,924	464,446
差引	使用料対象経費	350,279	367,329	389,946	402,800	431,821	1,942,175

(m³)

	R5	R6	R7	R8	R9	計
有収水量	2,537,641	2,555,221	2,581,172	2,601,829	2,616,193	12,892,056

使用料対象経費 有収水量 必要な使用料単価 1,942,175千円 ÷ 12,892,056 ㎡ = <u>151円/ ㎡</u>

資産維持費とは・・・

将来に渡り必要となる施設の更新費用が、新設当時と比較し、高機能化(耐震化)等により費用の増大が見込まれる場合、使用者負担の期間的公平性を確保する観点から、サービスを継続していくために必要な費用として算定するもの。

50年かけて減価償却費で回収し、その資金を使い 同様の工事を発注しても、当時と同額で施工できない。 人件費の上昇や施設の基準の見直しにより、工事費は 当時より高騰している。

| 10年間の財政収支の結果から、 | 151円/ m² でも、令和10年度には収入が不足する見込みです。



まずは、基準外繰入を無くすことを目指し、最低限必要な151円/㎡とします。



5年程度で財政収支予測を見直し、適正な使用料単価の確認を行い、 必要があれば料金改定を行います。

3. 使用料の体系

使用料体系の改定

平均使用料単価151円ということは、使用料収入の増収が必要となり、 これを確保するため、使用料体系の改定が不可欠となります。

R5~R9使用料対象経費

1,942,175千円

÷ 5年 = 388,435千円/年

令和2年度使用料収入 (コロナ減免分含む) 337,849千円/年

約51,000千円/年 の増収が必要

使用料体系の改定の考え方

使用料体系の改定の考え方

- 1 基本水量の廃止
- 2 水量区分の見直し・料金単価の見直し

使用料体系の改定の考え方

1 基本水量の廃止

現在は基本水量が設定されており、基本水量に満たない場合も基本使用料714円が発生しています。節水型機器の普及等により節水への意識が高まっていることから、基本水量未満の使用者が割高となり不公平感が出ることから、基本水量を廃止します。

(|使用月・税抜)

	基本	額	超過額	
区分	排出量	金額	排出量	金額 (I㎡につき)
			10㎡を超え20㎡まで	104円
	見直し		20㎡ を超え30㎡ まで	119円
一般用	10 ㎡ まで	714円	30㎡を超え50㎡まで	128円
一阪用	IUM & C	/ 1 1 7	50㎡を超え100㎡まで	133円
			100㎡を超え500㎡まで	152円
			500 ㎡ を超えるもの	190円

使用料体系の改定の考え方

- 2 水量区分の見直し・料金単価の見直し
- 基本水量の廃止に伴い、1㎡から従量料金が必要になります。
- 合わせて、より分かりやすいシンプルな体系にするべく、水量区分を 見直します。

(1使用月)

	· · •
	現行
1	11 ~ 20m3
2	21∼30m3
3	31∼50m3
4	51 ~ 100m3
5	100~500m3
6	501m3 ∼
	624
	6区分

I∼10m3

11∼50m3

201~500m3

改定後

51~200m3

501m3∼

(1使用月) 調定件数割合

23.7%

73.0%

2.0%

0.9%

0.4%

5区分

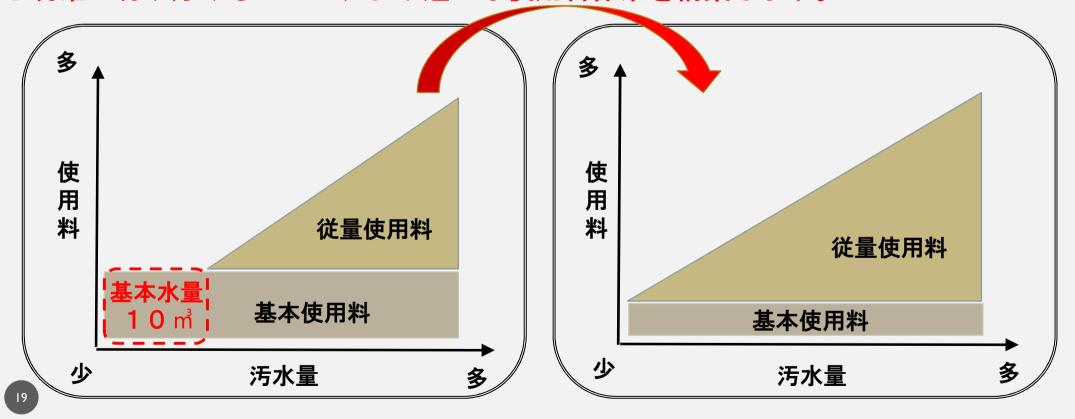
使用料体系の構築

使用料体系の構築

- 1 二部使用料制(基本使用料と従量使用料)の継続
- 2 累進使用料制の継続

使用料体系の構築

- 1 二部使用料制(基本使用料と従量使用料)の継続
- 基本水量制(10㎡/月)を廃止し、使用水量に応じた利用料金を基本使用料から明確に切り分けることで、より適正な使用料体系を構築します。



使用料体系の構築

2 累進使用料制の継続

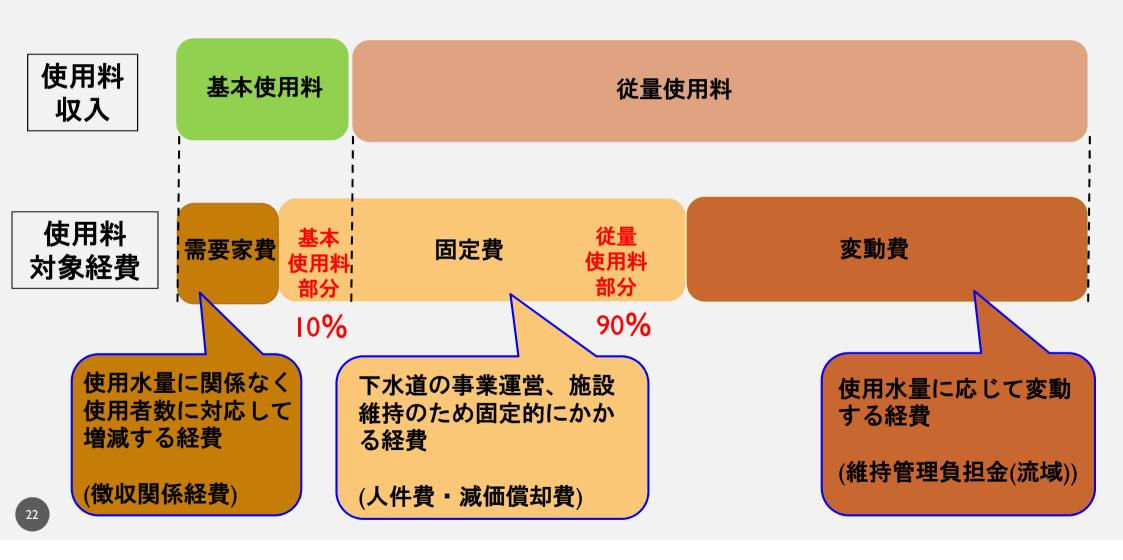
- ○累進使用料制の意義
- 大口需要者(工場等)は、稼働状況によって汚水排除量の増減幅が大きいが 下水道施設は最大汚水排除量を考慮し整備しているため、生活汚水等よりも 固定費負担が多くなる。
- 不必要な汚水の発生を抑制し、資源の有効活用や環境保全が図られる。

〇注意点

累進度の設定次第では、汚水量抑制の動機付けが強くなる場合がある。 = 想定した使用料収入が得られない可能性がある。

4. 使用料の設定

使用料の構成



使用料の設定

〇需要家費

使用料算定期間 (R5~R9) の調定件数を算出



各水量区分の調定件数に応じて按分

使用料の設定

〇固定費

固定費は、資本費と維持管理費に分類される。

資本費・・・・減価償却費、償還利子

維持管理費・・・人件費、維持管理費

基本使用料部分



従量使用料部分へ90% → 水量に応じて按分

使用料の設定

〇変動費

変動費の合計額を、使用料算定期間の有収水量で割り、 1 m あたりの変動費を算出



各水量区分に按分